別紙３

東相制第00-193号及び西相制第135号の補正内容

旧	新
料金表 第１表　接続料金 第１　網使用料 １　適用 区　　分 内　　容 (1)～(24)（略） （略） ２　料金額 ２－１　端末回線伝送機能 ２－１－１　基本額 ２－１－１－１　基本料 １回線ごとに月額 区　　分 料金額 備　考 (1)（略） （略） 1,619円 （略） ２－１１　その他の機能 区　　分 単位 料金額 備　考 (1)～（13）（略） （略）	料金表 第１表　接続料金 第１　網使用料 １　適用 区　　分 内　　容 (1)～(24)（略） （略） (24)-2 ＰＨＳ基地局回線管理機能に係る料金の適用 ＰＨＳ基地局回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、２－１端末回線伝送機能２－１－１－１基本料表中第１欄の機能を利用する場合に適用します。この場合において、１請求書の単位は、基地局回線80回線までのものをいい、80回線を超える場合は、超えた回線数80回線毎に１請求書とします。 ２　料金額 ２－１　端末回線伝送機能 ２－１－１　基本額 ２－１－１－１　基本料 １回線ごとに月額 区　　分 料金額 備　考 (1)（略） （略） 1,357円 （略） ２－１１　その他の機能 区　　分 単位 料金額 備　考 (1)～（13）（略） （略）

（略） （略） （略）	（略） （略） （略） （14）ＰＨＳ基地局回線管理機能 協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 １回線ごとに月額 157円 活用型ＰＨＳ事業者に適用します。 １請求書ごとに 128円 活用型ＰＨＳ事業者に適用します。